

老健局では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度をはじめとする高齢者介護・福祉施策を推進しています。

介護保険では、介護が必要となった高齢者に、ホームヘルパーなどの在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスなど、多様なサービスを多様なニーズに合わせ提供する仕組みを運営しています。また、介護保険は市町村を保険者とする地域保険であり、市町村と都道府県は、3年ごとに保険料やサービスの整備量を定める計画を策定しています。厚生労働省老健局では、計画の基本となる指針を策定し、市町村や都道府県と連携・支援をしています。

数理職員は総務課に配置され、介護保険制度の現状分析や将来推計などを行い、他課と連携して制度の企画・立案にも携わっています。

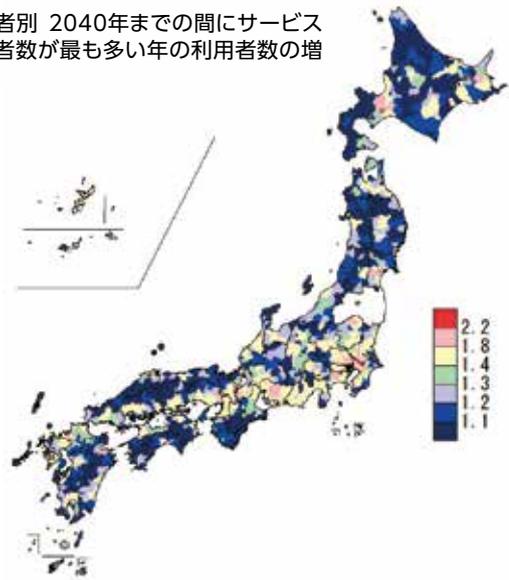
老健局における数理職員の業務例

① 市町村ごとの将来推計

全国的に高齢化が進展する見込みですが、地域によってその状況に違いがあり、市町村を保険者とする介護保険の検討にあたっては、市町村における高齢人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら検討することが必要です。

各市町村における2040年までの介護サービス利用者数の増加率を推計すると、ほとんど増加しない市町村がある一方、2倍超となる市町村も存在し、都市部を中心に計画的な介護サービス基盤整備を進めていくことが求められる地域が多いことがわかります。このように、施策の企画・立案にあたっての基礎資料の作成も業務の1つです。

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年の利用者数の増加率】



② 計画策定支援

市町村と都道府県は、3年ごとに保険料やサービスの整備量などを定める計画を策定しますが、策定にあたって基本となる指針や、利用できるシステムを老健局で作成しています。

保険料やサービスの整備量を見込むにあたっては、現状の保険料やサービスの利用量を基礎として、どのような方法を用いて見込みを推計するのかは重要な要素ですが、基本的な推計方法やオプションとしての推計方法等を、他課や民間コンサルティング会社と連携し、企画・設計を行います。

